

目 次

第1章 計画策定の背景及び目的	1
1. 計画策定の背景	
(1) 子ども・子育てを取巻く環境	
(2) 国の取組み	
(3) 本市における計画策定	
2. 計画の位置づけ	
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画の推進	
(3) 他の関連計画との整合性と計画推進	
3. 計画の対象	
4. 計画期間	
第2章 計画の基本理念、計画の方向性	6
1. 基本理念と計画の方向性	
(1) 基本理念	
(2) 計画の方向性	
2. 子どもの権利の保障	
第3章 半田市の現状と課題	8
1. 人口動向	
(1) 現状	
(2) 課題	
2. 世帯の状況	
(1) 現状	
(2) 課題	
3. 子育て家庭の状況	
(1) 現状	
(2) 課題	
4. 幼稚園・保育園等の園児数及び小学校児童数の状況	
(1) 幼稚園等の入園状況	
(2) 保育園等の入園状況	
(3) 小学校の入学状況	
5. ニーズ調査結果からみた課題	

1. 施策の体系
2. 重点的に進める取組み
3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
4. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期
 - (1) 量の見込み
 - (2) 提供体制の確保の方策
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期
 - (1) 利用者支援事業
 - (2) 地域子育て支援拠点事業
 - (3) 妊婦健診
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業
 - (5) 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業
 - (6) 子育て短期支援事業
 - (7) ファミリー・サポート・センター事業
 - (8) 一時預かり事業
 - (9) 延長保育事業
 - (10) 病児保育事業
 - (11) 放課後児童健全育成事業
 - (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
 - (1) 目的
 - (2) 教育・保育の一体的な提供の推進
 - (3) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進
 - (4) 教育・保育の質の向上及び国際化等に伴う体制整備の推進
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
8. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - (1) 教育・保育施設等の情報提供
 - (2) 教育・保育施設等の環境整備
9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (3) 障がい児施策の充実等
10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - (1) 働きやすい職場環境の整備
 - (2) 育児休業等制度の周知
 - (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

11. 子どもの貧困対策の推進	
第5章 計画の推進に向けて	70
1. 計画の推進にあたって	
2. 推進体制	
3. 計画の達成状況の点検及び評価	
4. 計画の見直し	
資料編	72